

埼玉県公安委員会告示第224号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号ロに規定する駐車監視員資格者証に係る認定について、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条に定める事項に基づき次により行う。

令和8年10月23日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

1 認定審査日

令和9年1月22日（金）

2 認定審査の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部（県庁第二庁舎）地下会議室B

3 認定審査受検手續に関する事項

別紙のとおり

別紙

認定審査受検手続に関する事項

1 駐車監視員資格者証に係る認定審査の実施

(1) 認定審査の日時

令和9年1月22日（金）午前9時30分から午後1時まで

(2) 認定審査の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県警察本部（県庁第二庁舎）地下会議室B

(3) 認定審査内容等

ア 認定審査の内容

道路の交通に関する法令の知識その他放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識

イ 認定審査の方法及び合格基準

審査は60分間の筆記試験で正誤式50問とし、正答率90パーセント以上を合格とします。

ウ 合否の発表

認定審査当日（正午頃）に行い、合格者には認定書を交付します。

2 認定審査を受検できる方（必要な経歴）

認定審査は、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する方のみが受検できます。

3 申請について

(1) 申請期間

令和8年11月23日（月）午前10時から同年12月4日（金）午後4時まで

(2) 申請方法

埼玉県警電子申請・届出サービスによる電子申請で受け付けます。

同サービスで「駐車監視員資格者認定申請」を選択し、必要事項を入力の上登録してください。

(3) 申請に必要な書類

認定審査の受検に必要な資格を証明する書類については、電子申請登録後、速やかに郵送してください。

なお、必要な書類については個別に案内しますので、事前に埼玉県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センターまでお問い合わせください。

ア 必要書類の郵送先

埼玉県上尾市大字平塚1281番地 5

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター 駐車管理係

イ 問合せ先

048-832-0110（内線761-363又は365）

(4) 申請手数料

4,500円

電子納付（クレジットカード、コード決済（PayPay、auPAY、d払い、楽天Pay）又はPay-easy（ペイジー））により納付していただきます。

なお納付は、電子申請後納付ができるようになりましたら個別に電話連絡を差し上げます。

4 注意事項

- (1) 申請受理後、認定審査の受検資格の書面審査を実施し、認定審査を受検できる方には、郵送にて受検票を送付します。

- (2) 認定審査日には受検票のほか、別途次の書類等が必要です。

ア 身分証明書（運転免許証等、顔写真があるもの）

イ 証明写真（申請日前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）

- (3) 納付した手数料はいかなる理由があっても返還できません。

申請後、認定審査の受検資格がないことが判明した場合であっても納付した手数料の返還はできませんので、申請前にご自身に認定審査の受検資格があるかを十分に確認してください。

- (4) 本認定審査の質疑については、次の連絡先にお問い合わせください。

なお、警察署では本認定審査に関する事務を行っていません。

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター 駐車管理係

電話 048-832-0110（内線761-363又は365）